

## 利益相反マネジメントポリシー

制定 平成14年10月25日  
最終改正 令和4年12月9日 一部改正

### 1. 目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行い、学術活動、知的基盤整備、技術移転等を通して、研究成果を広く社会に還元することにより、産業の発展、さらには豊かな社会の実現に貢献することを使命としている。

このため産総研は、共同研究、受託研究及び特許等のライセンス並びに産総研の技術を使用するベンチャー企業への創業リスク軽減のための支援施設の整備、出資等の産学官連携活動を推進している。

産学官連携活動の推進にあたっては、産学官連携活動に伴い役職員が得る個人的利益及び産総研が得る組織的利益によって、公的機関である産総研の役職員及び産総研としての責務が損なわれるのではないかと第三者から懸念を表明されかねない状況が不可避免的に生じうるため、このような利益相反の状況を適切にマネジメントすることが必要である。

このため、産総研における利益相反マネジメントの基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーにおいて明示する。

### 2. 基本的な考え方

産総研は、役職員の産学官連携活動に対する貢献を奨励し、評価を積極的に反映するとともに、産総研の役職員及び産総研は、産学官連携活動を推進することを責務の一つとしている。

このため、産総研は、産学官連携活動の推進にあたり不可避免的に生じうる利益相反の状況に対し、必要な措置を講ずることにより、役職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するとともに、産総研に対する社会的信頼の確保に努める。

この場合、適切かつ効果的な産学官連携の推進のため、役職員の個人的利益及び産総研の組織的利益が公的機関である産総研の役職員及び産総研としての責務に対して優先されないことがないよう、利益相反マネジメントを行う。

産総研の役職員は、法の精神を尊重し、責任ある行動をとるとともに、利益相反マネジメントにおいて、産学官連携活動に伴う個人的利益の状況について産総研に開示しなければならない。

利益相反マネジメントに基づき産学官連携活動を行う役職員に対し、第三者から疑義が提起された場合には、産総研が説明責任を果たすとともに、産業界等に対しても理解と協力を求め、適切な利益相反マネジメントを行うことにより、産学官連携活動を推進する。